

第 16 章 第 14 章及び第 15 章の意見についての事業者の見解

16.1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第 14 章で示した、環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解は表 16-1 に示すとおりである。

表 16-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

番号	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
対象事業実施区域及びその周囲の概況		
1.	<p>今回の事業地に隣接する草加のあやせ新栄ビオトープは、埼玉県の水辺100選で選ばれ、隣接するトンボ池・バードサンクチュアリとともに、地域住民により定期的に管理・作業が行われている場所であり、希少動植物が生息・生育している。</p> <p>しかし、「(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」に、その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設として、市民団体や子供たちが自然保護をしている「あやせ新栄ビオトープ」や「綾瀬の森」が含まれていない。</p> <p>この2つの場所に対して自然に対する環境影響調査をすべきであり、配慮する施設に上記2か所を加えるよう要望する。</p>	<p>「(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」は、学校や病院の分布状況等、地域の社会的状況を把握するための項目であり、ご意見いただきました「あやせ新栄ビオトープ」及び「綾瀬の森」は、自然的な要素を含んだものであることから、「自然とのふれあいの場」として「(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況 イ 自然とのふれあいの場の状況」に記載しました。なお、「綾瀬の森」については、環境影響評価準備書の同項目の本文中及び表 3.2-34 にすでに掲載しています。</p> <p>また、「あやせ新栄ビオトープ」及び「綾瀬の森」は、動物、植物及び生態系の調査地域及び予測地域に含めており、環境影響評価書第9章において適切に調査、予測及び評価を実施しています。</p>

16.2 知事意見に対する事業者の見解

第15章で示した、準備書についての知事の意見に対する事業者の見解は、表16-2(1)～(2)に示すとおりである。

表16-2(1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項		
1-1	(1) 新施設建設について 新施設建設に当たっては、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	新施設建設に当たっては、塩化水素及び硫黄酸化物の処理設備として湿式洗浄（又は湿式＋乾式洗浄）など、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めてまいります。
1-2	(2) 排ガス処理方式について 排ガス処理方式については、最終処分量など、環境負荷を総合的に検討した上で選定すること。	排ガス処理方式については、排出ガスの諸元に関する事項（排出量、有害物質除去など）の他、焼却灰及び飛灰の発生量などの環境負荷を総合的に検討した上で選定してまいります。
2 騒音・低周波音		
2-1	新施設における騒音の発生源や調査結果における局所的な低周波音の発生の原因を把握し、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。	新施設における騒音及び低周波音の発生源については、焼却処理施設の送風機・ポンプ、粗大ごみ処理施設の破碎機などが考えられます。特に、粗大ごみ処理施設の稼働時には一部で高い低周波音が測定されています。騒音及び低周波音の発生源については、これらの状況も参考にして、低騒音型の機種選定、遮音性の高い部屋構造の採用、適正な点検・整備、植栽による緩衝帯の配置などにより、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めてまいります。
3 振動		
3-1	予測結果が規制値等を下回っている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働により周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。	振動の影響については、地盤条件等による予測の不確実性が考えられることから、廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理の実施、設備機器からの振動の伝播を防止する装置等の設置などにより、関係車両の走行及び施設の稼働による周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めてまいります。
4 植物		
4-1	緑化の計画においては、多層構造により緑視率の確保に努め、かつ、高木、中低木について具体的な種類を定めた上で、配置計画の策定を検討すること。	緑化計画について、今後の詳細設計において、高木、中低木の具体的な樹種及び配置を検討するとともに、高木、中低木を混在させた多層構造とすることにより、緑視率の確保に努めてまいります。

表 16-2(2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
5 自然とのふれあいの場		
5-1	<p>工事車両等の増加により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないように努めること。</p>	<p>工事車両等の増加に対しては、特定の道路や時間帯に車両が集中しないよう計画的な運行計画・管理に努め、運転手に対する安全運転等の指導・監督等により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないように努めてまいります。</p>
6 事後調査		
6-1	<p>排ガス処理設備が検討段階にあることを鑑み、微小粒子状物質 (PM2.5) の追加について検討すること。</p>	<p>準備書作成段階においては排ガス処理設備の具体は検討段階であり、予測も未実施であることに鑑み、供用時（同時稼働時・単独稼働時）における大気質（環境大気）の事後調査項目に、微小粒子状物質を追加し、施設の稼働による影響を確認してまいります。</p>

本書に掲載した 1/25,000、1/30,000、1/40,000 の地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工して作成したものである。

本書は、再生紙を使用しています。